



認 定 書

国住指第 3942 号
平成 16 年 3 月 26 日

株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長 水越浩士 様
佐々木製罐工業株式会社
代表取締役 佐々木克義 様

国土交通大臣 石原 伸晃



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 37 条第二号の規定に適合するものであることを認める。

なお、本認定に伴い、平成 13 年 11 月 13 日付け国住指第 1470 号による認定は廃止する。

記

1. 認定番号
MSTL-0146
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
建築構造用高性能鋼管 (KSAT325, KSAT355, KSAT440)
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り



指 定 書

国住指第 3942-2 号
平成 16 年 3 月 26 日

株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長 水越浩士 様
佐々木製罐工業株式会社
代表取締役 佐々木克義

国土交通大臣 石原 伸晃



下記の建築基準法第 37 条第二号の国土交通大臣の認定を受けた鋼材等に係る許容応力度等の基準強度について、平成 12 年建設省告示第 2464 号第一第二号、第二第二号、第三第二号及び第四第二号の規定に基づき、下記の通り数値を指定する。

なお、本認定に伴い、平成 13 年 11 月 13 日付け国住指第 1470 号による認定は廃止する。

記

1. 認定番号

MSTL-0146

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

建築構造用高性能鋼管(KSAT325, KSAT355, KSAT440)

3. 指定する数値

	KSAT325	KSAT355	KSAT440
(1) 許容応力度の基準強度	325 N/mm ²	355 N/mm ²	440 N/mm ²
(2) 溶接部の許容応力度の基準強度	325 N/mm ²	355 N/mm ²	440 N/mm ²
(3) 材料強度の基準強度	325 N/mm ²	355 N/mm ²	440 N/mm ²
	上記の数値の 1.1 倍以下とすることができる。	上記の数値の 1.1 倍以下とすることができる。	上記の数値の 1.05 倍以下とすることができる。
(4) 溶接部の材料強度の基準強度	325 N/mm ²	355 N/mm ²	440 N/mm ²
	上記の数値の 1.1 倍以下とすることができる。	上記の数値の 1.1 倍以下とすることができる。	上記の数値の 1.05 倍以下とすることができる。